資料２

あま市権利擁護センターにおける相談支援の流れ（概要版）

R3.8.13更新

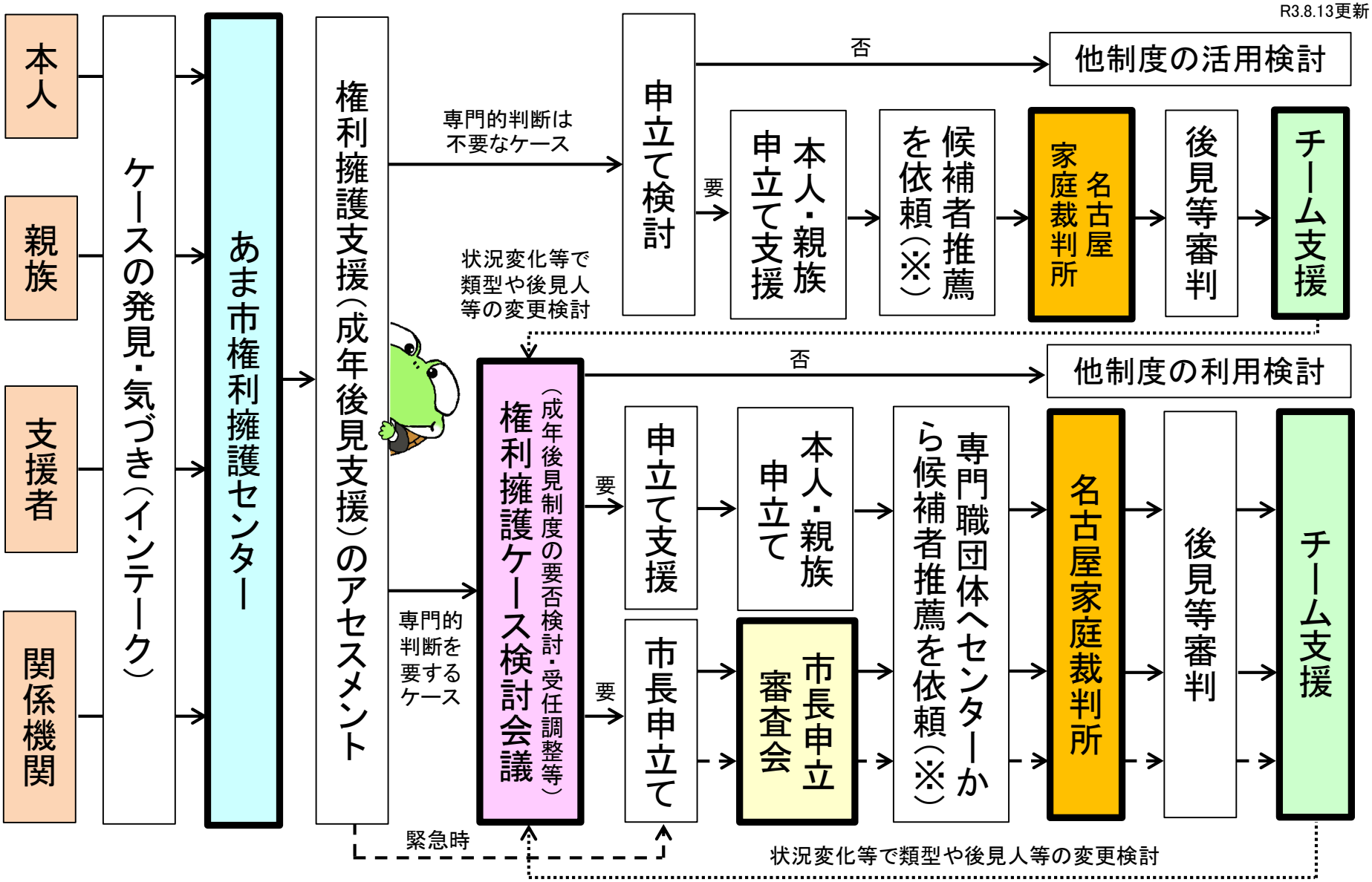

（※）専門職後見が適切と判断されたときは権利擁護センターから専門職団体へ候補者推薦を依頼するが、親族後見又は法人後見の場合はその限りでない。

中核機関のイメージ図（機能分散型）

連絡会

あま市

権利擁護ケース検討会議

（偶数月に開催）

- ◆市長申立てを含む支援方針の決定
- ◆継続的に成年後見支援を要するケースの報告・検討
- ◆専門的判断（モニタリング）
- ◆法人後見の適否を含む受任調整
- ◆成年後見制度以外の支援策の検討

＜社会福祉課＞

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第1項

権利擁護センター

（地域共生社会の実現に向けて生活困窮者自立支援窓口及びひきこもり支援窓口と一体的に設置）

司令塔機能	事務局機能
①広報機能	②相談機能
③利用促進機能（受任調整、市民後見）	④後見人支援機能（権利擁護チーム支援）

連携 ↕ 協働　　連携 ↕ 協働

＜障がい福祉課＞
地域生活支援事業

＜高齢福祉課＞
基幹地域包括支援センター
地域支援事業

成年後見制度利用支援事業

市長申立審査会

（適宜開催）

- ◆市長申立ての決定
- ◆候補者推薦依頼の確認

連携
協働

あま市社会福祉協議会

法人後見「サポートあま」
日常生活自立支援事業
地域包括支援センター
障害相談支援事業所

①広報機能

②相談機能
（日常生活自立支援事業からの移行）
（個別ケースの共有・連携）

③利用促進機能
（法人後見の実施・市民後見人の養成）

市民後見人の養成

- ◆海部圏域の広域実施（4市2町1村）に向けて調整及び合意形成
- ◆海部圏域の人口規模は約32万人
- ◆担当課長会議と担当者会議を開催
- ◆各自治体の中核機関職員で構成

専門職団体

- ◆後見人等候補者の推薦
- ◆権利擁護センターとの連携

名古屋家庭裁判所

後見センター

参画

助言 ↑ 提言

協議会

成年後見制度の利用の促進に関する法律第14条第2項

（年2回）

- ◆権利擁護センターの運営や相談支援体制の見直しに関すること
- ◆成年後見制度利用促進基本計画の策定・進捗管理に関すること
- ◆法人後見の実施や市民後見人の養成等に関すること
- ◆成年後見制度利用支援事業の見直し等に関すること
- ◆地域連携ネットワークの構築に関すること
- ◆その他権利擁護に関すること

権利擁護チーム支援

（随時開催）

本人や後見人等を中心に、支援者（ケアマネジャー、相談支援専門員、病院相談員など）を含むチーム支援を展開し、後見人等が就いたあともチームを形成して相談支援する。

AMA CITY

R5.4.3更新